

第 11 回浜田市農業委員会総会会議事録

平成 30 年 12 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 欠席	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 欠席
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文	16 推 奥迫 忠幸	17 推 原田 和義
18 推 永見 繁廣	19 推 欠席		

2. 欠席委員

5 番 川本 聖光	8 番 三明多佳志
9 番 林 秀司	13 番 岡本 健治
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿
19 推 齋藤 久行	

3. 事務局出席職員 佐々本事務局長、木原農地係長
農林振興課 山本係長、桑本さん
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員、

会 長	<p>おはようございます。ただいまから第 11 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、5 番川本聖光委員、8 番三明多佳志委員、9 番林秀司委員、13 番岡本健治委員、1 推前田正典委員、2 推田村邦曆委員、19 推齋藤久行委員以上 7 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、10 番三浦委員、11 番渡辺委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>今、農地中間管理機構を使って農地の出して借り手のことで補助金も出ていますが、出し手の方にいわばお金が出ておりますが、借り手の方にも出してもらいたいという要望もありますが、竹下議員よりそれは難しいだろうと言われ 1 回の話だけで終わってしまいました。ちょっと待ってくれといったことをする周りの者もなかったが、他の先生からは、島根県は中山間地域を抱えていることから次回の国会で議員立法によって、農業漁業の生活が成り立つようなことを考えているとありました。具体的なことは我々も聞いていないが、会社のようなものを立ち上げてやるようなことを言っておられました。米の出荷状況は、前回と内容はあまり変わっていません。平坦部は軒並み 40～50%で三隅は 49.8%で浜田は 50%を越しています。金城、旭、弥栄は 70～80%と前回と変わりはありません。近いうちに米の検査があるが、あまりいい状況ではないようです。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会農地利用最適化推進委員につきまして、2名の欠員が生じておりました推進委員を、平成30年10月29日から11月30日までの間、募集をしたところ、2名の方の応募がありました。お配りしております名簿案をご覧ください。今回、募集をしましたのは、12番推進委員及び16番推進委員でございます。それぞれの名簿の記載をしております、大崎健太様、奥迫忠幸様から応募がありました。</p> <p>2名の推進委員の承認をいただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>それでは、委員の皆様から、ご意見等がありますでしょうか。</p> <p>ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、承認をいただきます方のご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、承認をいただきましたので、ご両名にご来場いただき、委嘱状の交付を行いたいと思っております。</p>
	<p>(大崎委員、奥迫委員来場)</p>
会 長	<p>(委嘱状交付)</p> <p>2名の新しい委員さんは、それぞれ席にご着席ください。</p>
会 長	<p>それでは、議第2号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求めます。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業振興地域整備計画変更について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思っております。</p>

	<p>では、農業振興地域整備計画変更について、農林振興課農業振興係山本係長から説明させていただきます。</p>
農林振興課	<p>失礼します。農林振興課農業振興係の山本と申します。私からは、農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、座って説明させていただきます。事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいているかと思ひます。それを確認いただければと思ひます。</p> <p>それでは、変更理由書の内容を説明いたします。</p> <p>表紙をめくっていただひて1ページの「第1変更の理由」でございます。</p> <p>一般管理分の変更については、一般住宅及び一般住宅兼店舗として、4件 5筆 2,716 m²携帯無線基地局として、5件 5筆 49.5 m²で合計 9件 10筆、2,765.5 m²の農地を除外したいと思ひています。</p> <p>次に、第2変更計画の概要でございます。</p> <p>農用地区域からの除外する土地として、合計で田は27.555a、畑は0.1a合計で27.655aとなっております。</p> <p>次に2ページ目の(2)農用地区域に含める土地、(3)用途区分を変更する土地については、今回ございません。</p> <p>次に3ページの(4)農用地利用計画変更総括表でございます。</p> <p>ここについても先程と同様、田については27.6a、畑については0.1a減となり、合計で28a減となっております。</p> <p>つづきまして、4ページ、5ページにつきましては、変更土地調書を記載しております。</p> <p>6ページから8ページの、変更要件確認表において、除外の要件確認内容を記載しております。</p> <p>9ページ以降、農用地利用計画の変更案を、19ページの土地利用計画図において、全体の位置図を添付しており、20ページ以降、個別の位置図及び写真を添付しておりますので、併せてご確認ください。</p> <p>今回は全部で、9件の申出が出ております。</p> <p>以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご協議をよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>以上で事務局からの説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひします。どなたかございませんか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認いただける方の挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第3号では、議事に入ります。</p> <p>議第3号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願ひします。</p>
事 務 局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について 審議のうへ 農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りしており</p>

	<p>ますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、99件、234筆、336,932㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は12月28日を予定しており、利用権設定については開始日を平成31年1月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～全委員 挙手～
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は原井町の田・畑です。場所は浜田第二中学校から約500m東の原井町1町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は〇a余りとなり、下限面積基準を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上1件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号は6番の松山委員または神田推進委員をお願いします。</p>
第6番(松山純久委員)	松山です。事務局とこの間現地確認をしたところ、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～

会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが 農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 6 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、旭町都川の畑です。場所は都川公民館から約 1,350m 南西の都川 5 行政区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、7 ページの始末書に記載のとおり、住居新築時から、宅地と一体利用をしておられる案件で、周囲に他人の農地はなく影響はないものと思われます。6 ページのゼンリンは後で出ます非農地証明も一緒に掲載をしておりますことをご了承ください。</p> <p>2 号について説明します。申請地は、資料 8 ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町湊浦の畑です。場所は三保公民館から約 280m 西の湊セドです。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内で、第 1 種住居地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、9 ページの顛末書に記載のとおり、先代が倉庫車庫を立て、今回相続登記をする際に地目が農地であることがわかった案件で、周囲に影響はないものと思われます。</p> <p>3 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は石見小学校から約 1,330m 北の長沢町 1-3 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内で、第 1 種低層住居専用区域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、11 ページの始末書に記載のとおり、建築業を永年営んでおられ、その作業場等への進入路として利用していたという案件で、周囲に影響はないものと思われます。この案件も後で出ます非農地証明も一緒に掲載をしておりますことをご了承ください。</p> <p>農地法第 4 条申請については、以上 3 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について 14 番青葉委員または岡本推進委員お願いします。</p>
第 14 番(青葉真委員)	<p>14 番青葉です。12 月 12 日に現地へ岡本推進委員さんと事務局と 3 人で現地視察をさせていただきました。特に問題はないと思いましたが、審査の方よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について 11 番渡辺委員または岡田推進委員お願いします。</p>
第 11 番(渡辺弘之委員)	<p>渡辺です。先日、事務局さんと一緒に現地を確認いたしました。先ほどの説明があり、また、顛末書のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>3 号について、16 番大谷委員お願いします。</p>
第 16 番(大谷数義委員)	<p>大谷です。先ほど事務局より説明をいただいたとおりです。かなり昔から今の現況になっていたようですが、よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かござ</p>

	いましたらお願いします。ございませんか。
第4推(三浦寿紀推進委員)	4番推進委員の三浦です。2号について、申請人からの住所が三隅町湊浦とありますが、顛末書の住所では古市場となっていますが、同じ場所ですか。
事務局	5ページにあります申請人のところを私が住所を書き間違えています。現在住んでおられるのは、古市場になります。現場は、以前先代が住んでおられた湊浦191の7周辺に住んでおられて、亡くなられた関係で相続するために息子さんについては古市場に住んでおられます。資料を書き間違えていました。
会長	5ページの2号を湊浦から古市場に変更すれば問題ないということですか。
事務局	はいそうです。
会長	5ページの2号を湊浦から古市場に変えてください。 はい、小川委員。
第5推(小川明人推進委員)	今の件で確認したいんですが、この写真を見ますと何か雑種地になっている気がするが、これで倉庫か車庫ですか。
事務局	写真の撮り方の角度がよくなかったかもしれませんが、ゼンリンの方の地図、資料8ページでは、手前側に山陰本線があり、三保三隅から岡見に向かうところから写真を撮ったものです。もともと無雑草が生えているところが、畑だったような形跡はありますが、海側から撮影すれば倉庫が撮れて見える案件でした。裏側は数十年耕作しているような状態ではないということ報告します。
会長	小川委員よろしいですか。
第5推(小川明人推進委員)	はい。
会長	その他ありませんか。無いようなので質疑を打ち切ります。 採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。 挙手をお願いします。
委員	～挙手 多数～
会長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。
会長	続きまして、議第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1号について説明します。申請地は、資料13ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、長沢町の田です。場所は石見小学校から約550m北の長沢町4-3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内で、第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建設という案件です。隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われます。 農地法第5条申請については、1件です。
会長	ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

	1号について16番大谷委員お願いします。
第16番(大谷数義委員)	大谷です。先日現地確認をしました。該当地は、市道側溝も整備されており、住宅建築後の家庭用排水も問題はないと見受けられましたので、よろしくお願いたします。
会 長	以上で、第5条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ないようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第7号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。 1号は、資料15ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、金城町追原の畑です。場所は、美又温泉保養センターから約200m 南西の美又です。当該申請地は、平成に変わった時、または、それ以前から度重なる県道改良等から耕作放棄となり、現在は山林・原野化しています。 続きまして2号は、資料16ページになります。図面番号⑦をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田です。場所は、高速浜田道重富のバス停から約1,050m 東の上本郷です。当該申請地は、昭和50年頃県道の改良工事により、当時の田の中央部が分断され、その後耕作放棄となり、原野化しています。 3号は、資料は、先ほどの4条申請の1号の隣接地で6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、旭町都川のです。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。なお、〇〇の筆の中央部が抜けておりますが、以前は墓地のために転用されていましたが、墓地を移転されている案件であります。 4号につきましても、先ほどの4条申請の3号の隣接地で10ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化している案件です。 転用統制外証明願は、以上4件です。
会 長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号につきまして13番小谷推進委員お願いします。
第13推(小谷保雄推進委員)	小谷です。これは美又温泉に行くときに見かけられるところです。金城観光ホテル周辺で、最近道路改良がありました。以前より説明があったような状態だったのでよろしくお願いします。
会 長	2号につきまして2番岡本委員お願いします。

第 2 番(岡本嗣喜委員)	岡本でございます。現場確認は行っております。先ほどの説明通り、昭和 50 年代に浜田作木線のバイパス新設工事だったところです。おそらく昔は水の便があまりよくなく、道路改良に伴う水路確保も難しかったように記憶しています。よろしくお祈いします。
会 長	3 号につきまして、14 番青葉委員または岡本推進委員お祈いします。
第 14 番(青葉真委員)	青葉です。よろしくお祈いします。先ほどと同じで、現地の方へ 12 日に視察しました。事務局が言われたとおりです。審査の方よろしくお祈いします。
会 長	4 号について 16 番大谷委員お祈いします。
第 16 番(大谷数義委員)	大谷です。写真を見てもらえればお分かりのような現況です。どうぞよろしくお祈いします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお祈いします。ございませんか。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお祈いします
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお祈いします。
事 務 局	それでは農業用施設に供する届出について報告いたします。 1 号について、説明します。資料 18 ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、旭町丸原の田です。場所は、浜田道旭インターから約 800m 北の岩地谷です。19 ページの顛末書も提出されている案件で、この届出は農機具用倉庫を建てるもので、すでに着手をされていたものであります。以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお祈いします。 ございませんか。 はい、三浦委員。
第 4 推(三浦寿紀推進委員)	この申請は、担当の委員さんや推進委員さんからの忠告であったのか、本人がどこかで情報を得て申請しなければならなかったのかどちらですか。
会 長	事務局や推進委員さんで分かりますか。 担当の委員さんは分かりますか。
第 3 番(宮崎龍生委員)	宮崎です。ただ今のご質問ですが、11 月総会の時に、その 2・3 日前にある人から聞いたんですが、完全に事前着工で、本人は認定農業者であり、土木機械を持っておられ全部自分でやっておられたようだ。現場確認したときは、この写真のとおりであった。11 月 25・26 日に本人に会いに行ったら、申請書は行政に提出済だった。事務局からの報告にもあったように、現地には推進委員さんと一緒に視察は終わっている。
会 長	その他ございませんか。 無いようなので、報告を終わります。 その他事務局からありましたらお祈いします。

事務局	<p>それでは、4点につきまして、ご案内なり、依頼をさせていただきます。</p> <p>最初に、「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会」のご案内です。本日資料「開催要領」を配布させていただいておりますが、来年2月14日木曜日に松江市におきまして、島根県農業会議主催の研修会が開催されます。内容は、要領に記載のとおり、事例発表として、「愛媛県西予市農業委員会」から「農地のマッチングによる遊休農地解消する取り組み」、松江市農業委員会のから、「農業委員・農地利用最適化推進委員の活動」等が予定されています。</p> <p>当日は、9時30分に浜田市野原町にあります「浜田市総合福祉センター」を出発する予定を考えております。なお、当日は、参加されます方に日当ということで、1,100円のお支払いを予定しております。</p> <p>急なところで申し訳ないですが、参加可能な委員さんの挙手をお願いします。今日の今日で確認が必要な方につきましては、後日電話連絡で結構ですので、参加可能な方は連絡をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、こちら、本日パンフレットを配布させていただいております、「農業者年金」についてでございます。</p> <p>毎月、2万円以上の保険料が必要ということはあるのですが、有利な運用や終身保証、税制の優遇、40歳以下の方は、国庫補助があるという様々なメリットがあります。加入には条件がありますが、ご本人、お子さん、また、知り合いの農業者の方がおられましたら、JAさんと一緒に訪問をしたいと思っておりますので、事務局まで情報をいただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第2号について、しまね農業振興公社から説明させていただきます。</p>
しまね農業振興公社	<p>しまね農業振興公社の植本と申します。今年2番目の機構だよりとなっております。様々な情報提供をしようとしておりますが、内容はまだまだ不十分なことになっていると思っておりますが、内容のある中身に仕上げたいと思っています。最後に、浜田市も3月から新体制になられたということで、大変ご苦労があったと聞いています。おかげ様をもちまして、金城や弥栄を中心に農地の集積もある程度進めることができましたことお礼申し上げます。5年目を迎えた中間管理機構の内容も、担い手とか法人とか集積ということでございます。本日も集積計画を拝見してもらいましたら、農業委員さんが入ったりとか認定農業者とかも若干見受けられます。まだまだ事業の周知不足だと認識していますので、是非、中間管理機構の活用をお願いしたいと思います。最後をお願いですが、今年度ももう少しで終わりますので、新年度も引き続きよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それから、また1点お詫びをさせていただきます。例年、新年に向け、手帳と活動記録セットをお配りさせていただいておりますが、今年は私の手配ミスにより、来月になることをお許しく下さい。</p> <p>最後になりますが、次回の総会についてでございます。当初の予定では、平成31年1月24日木曜日で計画しておりましたが、23日水曜日に変更させていただきましたと考えております。改めて、ご案内はさせていただきますが、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上です。</p>
会長	<p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>

なお、農業者年金のリストアップは事務局がしているので、担当の地区をJA年金担当と巡回しようと考えています。 あと、確定申告時期で、農業新聞の領収書も出してもらおうようにしています。 ほかにありませんか。 以上を持ちまして、第11回総会を終了します。

終了 午前 10 時 00 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員